

令和8年4月版

まえばし
ひとり親家庭
支援ブック

新しい生活を 始めるために

前橋市 こども支援課

～父母の離婚後の子の養育に関する新しいルール～

令和8年4月施行

主な改正内容

1 親の責務に関するルールの明確化

- ・親権や婚姻関係があるかどうかに関わらず、こどもを育てる責任と義務についてのルールが明確にされました。

2 親権に関するルールの見直し

- ・父母の離婚後の親権者の定めを選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。
- ・父母双方が親権者である場合の親権の行使方法のルールが明確化されました。
- ・父母の離婚後のこどもの監護に関するルールが明確化されました。

3 養育費の支払い確保に向けた見直し

- ・養育費の取決めに基づく民事執行手続が容易になり、取決めの実効性が向上します。
- ・養育費の取決めがない場合にも、暫定的な養育費（法定養育費）を請求することができる制度が新設されました。
- ・養育費に関する裁判手続の利便性が向上します。

4. 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

- ・家庭裁判所の手続中に親子交流を試行的に行うこと（試行的実施）に関する制度が設けられました。
- ・婚姻中の父母が別居している場面の親子交流のルールが明確化されました。
- ・父母以外の親族（祖父母等）とこどもとの交流に関するルールが設けられました。

5. 財産分与に関するルールの見直し

- ・財産分与の請求期間が2年から5年に延長されました。
- ・財産分与において考慮すべき要素が明確化されました。
- ・財産分与に関する裁判手続の利便性が向上しました。

6. 養子縁組に関するルールの見直し

- ・養子縁組がされた後に、誰が親権者になるかが明確化されました。
- ・養子縁組についての父母の意見対立を調整する裁判手続が新設されました。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



もくじ

◆ひとりで悩んでいませんか？

相談一覧 いろいろな相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○子育て ○夫婦、親子間等の悩み ○ひとり親家庭へのサポート

◆離婚にあたって・・・

離婚手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

養育費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

婚姻費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

戸籍と姓の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

離婚を考えている方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

◆知っておきたい、生活のための経済的支援

児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

養育費確保支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

ひとり親家庭等医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

児童手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

災害遺児手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

生活福祉資金貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

生活困窮者自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

ひとり親控除・寡婦控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

こどもフードパントリー事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

市内のこども食堂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

◆早めにチェック、教育等のための経済的支援

保育所（園）・認定こども園の保育料・・・・・・・・・・・・・・ 26

幼稚園入園料・保育料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

預かり保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

認可外保育施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

小・中学生の就学援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

高等学校等就学支援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

高等学校等奨学のための給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

母子父子寡婦福祉資金貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

高校・大学等進学のための経済的支援・・・・・・・・・・・・・・ 34

J R通勤定期の割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

◆就職・転職・資格取得を応援します！

自立支援教育訓練給付金	38
高等職業訓練促進給付金等事業	38
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	39
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	41
就業・自立支援センター	41
ハローワークまえばし	42
ジョブセンターまえばし	43

◆住居に関するサポート

市営住宅	45
県営住宅	45

◆保育サービスなど

一時預かり	47
地域子育て支援センター	47
休日保育	47
放課後児童クラブ	48
病児・病後児保育	49
ファミリー・サポート・センター	50
ショートステイ（短期入所生活援助事業）	52
トワイライトステイ（夜間養護事業）	52

【案内略図】



ひとりで悩んでいませんか？

相談一覧

これから離婚を考えている方、すでにひとり親家庭となって育児や生活に関する悩みをお持ちの方のために様々な相談窓口があります。一人で悩まず、気軽に相談してみましょう。相談員には守秘義務があり、相談内容が外部にもれることはありません。安心してご相談ください。

母子・父子相談

- ・ 相談内容 = 母子家庭、父子家庭および寡婦の方の各種相談など（母子・父子自立支援員対応）
- ・ 相談日時 = 毎週月～金曜 9:00 ～ 17:00
- ・ 相談方法 = 電話または面接

こども支援課

☎027-220-5701
前橋市保健センター2階

DV相談

- ・ 相談内容 = 配偶者などからの暴力に関する相談
- ・ 相談日時 = 毎週月～金曜 9:00 ～ 17:00
- ・ 相談方法 = 電話（※面接相談は要電話予約）

配偶者暴力相談支援センター
☎027-898-6524

男女共同参画相談

- ・ 相談内容 = 家庭の問題、女性の自立などに関する相談
- ・ 相談日時 = 毎週月～金曜 9:00 ～ 17:00
- ・ 相談方法 = 電話（※面接相談は要電話予約）

共生社会推進課

☎027-898-6520

家庭児童相談

- ・ 相談内容 = こどもに関する様々な相談
- ・ 相談日時 = 毎週月～金曜 9:00 ～ 17:00
- ・ 相談方法 = 電話または面接

こども支援課

☎027-223-4148
前橋市保健センター2階

育児相談

- ・ 相談内容 = 0歳から就学前の児童を持つ親の悩みなど
 - ・ 相談日時 = 各保育所（園）の開いている日（随時）
 - ・ 相談方法 = 各保育所（園）に直接または電話で
- ※ 面接相談は要電話予約

入所（園）している保育所（園）へお問合せください。

その他、専門相談について

◆前橋市役所市民相談（専門相談）

相談名	相談内容	相談日時・申込方法
法律相談 （弁護士）	相続・離婚・金銭 貸借・損害賠償等 法律知識を必要 とする相談	面談日時：毎週火曜日（祝日・8月の一部・年末年始を除く） 13：00～16：00（相談時間30分以内） 要電話予約、先着6名（定員になり次第締切り） 受付：各相談日の前週の木曜日から （前週木曜日が閉庁日の場合は翌開庁日から） 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く） ※相談は受付順で、予約時に時間を指定します。 ※前橋市に住民登録している人が対象です。 ※一年度1人1回、相談は無料です。 ※キャンセル待ちは行っていない。 前橋市大手町2-12-1 前橋市議会庁舎1F 市民協働課市民相談提案係 ☎027-898-6100

◆前橋市消費生活センター

相談先名称	相談内容	利用方法・問い合わせ先
前橋市消費生活 センター	商品、サービス、消費 者契約等の相談、多重 債務相談	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～16：30 前橋市大手町2-12-1 前橋市議会庁舎1F ☎027-898-1755

◆市役所以外の相談窓口

相談先名称	相談内容	利用方法・問い合わせ先
群馬司法書士会  （ホームページ）	登記相談 多重債務相談 労働相談 生活困窮相談等 養育費手続相談	月～金曜日（祝日を除く）10：00～16：00 無料電話相談 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会館 ☎027-221-0150 ☎027-224-7763（養育費）

相談先名称	相談内容	利用方法・問い合わせ先
法テラス・ サポートダイヤル	法制度の紹介、相談 窓口の案内	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ☎0570-078374
法テラス群馬 (民事法律扶助) 	経済的に余裕のない 方に対する無料 法律相談	月～金曜日 10:00～11:50 13:00～15:30 (祝日・年末年始を除く) 前橋市千代田町2-3-12 しなのめ信用金庫 前橋営業部ビル 4F ☎0570-078320 (事前予約制)
群馬弁護士会 	弁護士による相談 で法律に関するこ と	① 電話無料相談 (予約不要) 月～金曜日 13:00～16:00 (祝日除く) ☎027-233-9333 (10分程度) ② 面談相談 (要予約) 受付 月～金曜日 9:00～12:00 ／13:00～17:00 (祝日除く) 県内各地で開催(※具体的な場所・日時、相談料、 空き状況などは群馬弁護士会にお問い合わせく ださい) 相談料は30分あたり5,500円程度(税込み) ただし、①破産・債務整理、②離婚、③労働者か らの労働相談は初回無料、④交通事故(一部例外 あり)は5回まで無料 ☎027-234-9321
ぐんま男女共同参画 センター「とらいあ んぐるん相談室」 《女性電話相談》	女性のための相談 (家庭の問題、女性 の自立や能力の発 揮、性差などの問 題)	火・水・金・日曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 ※年末年始、祝日、月曜日が祝日(振替休日含む) の場合の火曜日を除く ☎027-224-5210 (電話相談)
ぐんま男女共同参画 センター「とらいあ んぐるん相談室」 《男性電話相談》	男性が抱える悩み の相談(職場の悩 み、ストレス、心身 の不調、配偶者や子 どもの関係、生き方 など)	第2・第4日曜日 13:00～16:00 ※年末年始、日曜日が祝日の場合を除く ☎027-212-0372 (電話相談)

相談先名称	相談内容	利用方法・問い合わせ先
群馬県女性相談支援センター 【群馬県配偶者暴力相談支援センター】 	DV相談電話	月～日曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始は除く ※面接相談は要予約 ☎027-261-4463
	さまざまな女性の悩み相談電話	月～土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始は除く ※面接相談は要予約 ☎027-261-4466 メール: konnanjosei@pref.gunma.lg.jp （回答には数日かかることもあります。）
	弁護士によるDV等法律電話相談	※要予約 （上記電話番号へ事前申込み）
男性DV被害者相談電話	配偶者・パートナーからのDVでお悩みの男性	毎月第2・第4水曜日 12:00～13:30 ※祝日・年末年始は除く ※面接相談は要予約 ☎027-263-0459
群馬県母子寡婦福祉協議会（母子家庭等就業・自立支援センター） 	就業相談 養育費相談等	月～金曜日 9:00～17:00 土、日、祝、年末年始を除く 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター5F ☎027-255-6636 メール: gunboshi@boshikai-gunma.jp
養育費相談支援センター 	養育費・面会交流に関する電話・メールでの相談	月～金曜日（水曜を除く）10:00～20:00 水曜日（祝日を除く）12:00～22:00 土曜日・祝日 10:00～18:00 ☎03-3980-4108 ☎0120-965-419（携帯電話不可） メール: info@youikuhhi.or.jp
法テラス・犯罪被害者支援ダイヤル 	犯罪被害者支援に関する法制度の紹介、相談窓口の案内	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く） ☎0120-079714（フリーダイヤル） ※IP電話からは03-6745-5601に

相談先名称	相談内容	利用方法・問い合わせ先
法テラス群馬（犯罪被害者支援） 	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介	月～金曜日 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く） 前橋市千代田町2-3-12 しなのめ信用金庫 前橋営業部ビル4F ☎0570-078320（事前電話連絡制）
群馬いのちの電話 	誰にも話せず一人で悩んでいる、悩みをどこに相談していいかわからない…など	毎日 9:00～24:00 第2・4金曜日 9:00～翌(土)9:00 ☎027-221-0783（電話相談） 毎月10日 8:00～翌8:00 ☎0120-783-556（フリーダイヤル）
こどもホットライン24 	18歳未満の子どもに関すること 24時間電話対応	☎0120-783-884 ☎027-263-1100（携帯電話の方） メール：kodomu-soudan@pref.gunma.lg.jp
中央児童相談所 	養護・障害・非行・育成など、18歳未満の子どもに関すること ※来所相談は要予約	月～金曜日 8:30～17:15 前橋市野中町360-1 ☎027-261-1000
子ども教育・子育て相談 	いじめ・不登校・学校や園での生活等教育に係る様々なこと ※来所相談は要予約	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00 第2・4土曜日 9:00～15:00 伊勢崎市今泉町1-233-2 県総合教育センター ☎0270-26-9200
子ども医療電話相談 	子どもの急な病気に関すること	月～土曜日 18:00～翌8:00 日・祝祭日・年末年始 8:00～翌8:00 前橋市大手町1-1-1 県医務課 ☎#8000

離婚にあたって・・・

離婚手続き

日本における離婚の種別には、①協議離婚、②調停離婚、③審判離婚、④和解離婚、⑤承諾離婚、⑥判決離婚の６種類があります。

このうち②～⑥の離婚は、すべて裁判所において決められる離婚ですが、①の協議離婚だけは、夫婦の話し合いだけで成立します。わが国の離婚の約９０％が、協議離婚によるものといわれています。協議に次いで多いのが調停離婚です。

こどものいる夫婦の協議離婚について、話し合いの中でどのようなことを取り決めておかなければならないのか、決められたことを口約束で終わらせないためにどうしたらよいかなど様々な問題があります。

離婚のときに取り決めておくこと

- ・親権者（離婚届には未成年者の親権を父母双方とするか、その一方とするか記載する欄があります。）
- ・養育費・面接交渉権・財産分与・年金分割などがあげられます。

◆協議離婚

夫婦２人で話し合い、お互いに離婚に合意できれば市町村に「離婚届」を提出。
必要な書類→「離婚届」

◆調停離婚

協議しても話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申し立てを行います。

調停離婚は、調停委員が当事者双方の事情を聴取し、調停案を提示して話し合いを進め、双方の合意を目指すものです。

離婚調停が成立→「調停調書」「離婚届」を市町村に提出。

〔申し立てる家庭裁判所は〕

原則、相手側の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。

あるいは夫婦の合意した家庭裁判所でも可。

必要なもの

- ・申立書（家庭裁判所の定型の申立書）・添付書類（戸籍謄本など）
- ・郵便切手　・手数料（収入印紙）

前橋家庭裁判所　（前橋市大手町三丁目１－３４）　☎０２７－２３１－４２７５

家庭裁判所の利用方法

家庭裁判所では、夫婦、親子、親族などに関するいろいろな家庭内の問題で、申し立てのあった家事事件について、調停や審判による解決を図っています。

- ・夫婦関係調整→離婚、財産分与、慰謝料、親権者について話し合う。
- ・養育費請求→養育費を請求する（離婚成立後も可。ただし子どもが20歳まで。）
- 調・慰謝料→離婚に伴う慰謝料について話し合う（離婚後3年以内）
- 停・親権者の変更→離婚時に定めた親権者から、もう一方の親に変更する。
- ・面会交渉権→離婚後の子どもとの面会、交流について話し合う。
- ・財産分与→離婚に伴う財産分与について話し合う。（離婚後5年以内）

審・子どもの氏の変更→両親の離婚後に、子どもの「氏（子の戸籍）」を変更する。

判・失踪宣告→生死不明の者に対し、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度。

履行勧告→家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行させる。

養育費

◆養育費とは、子どもを監護、教育するのに必要な費用

一般的に言えば、未成熟の子が自立するまでに要する費用ということになります。

未成熟の子とは、成人に達しているかどうかでなく、子自身が自分で稼いでおらず、経済的・社会的に自立していない子のことをいいます。したがって、18歳未満であっても就職して自立している子は未成熟の子でなく、18歳であっても学生などの場合は、未成熟の子として養育費の対象となることがあります。

◆養育費の支払いは、親としての当然の義務

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合には、親権者を父母双方とするか、その一方とするか定めて離婚届を出す必要があります。

親権者は、子どもの利益のために監護・教育すべきことが決まっています。生活上の世話や教育をすることになります。子どもの財産を管理し、子どもの法律行為を有効なものとするために同意を行うこともあります。

一方、親権者とならなかった親は、親権者ではないことを理由に、子どもの養育に関して責任を逃れることはできません。親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

◆養育費の取り決めの内容は書面で行いましょう

養育費の額、支払い方法、養育費を支払う期間等について、できるだけ具体的に、明確に記載したうえで、父母が署名捺印するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが大切です。

取り決めに記載した書面は、**公正証書**にしておくことをお勧めします。

公正証書を作成する目的は、金銭の約束が守られなかった場合に裁判を起さなくても「強制執行」できることです。（→公正証書に強制執行認諾約款（支払いがされない場合強制執行されても異議はありませんといった約束）が付いていれば強制執行が可能。）

※強制執行・・・支払い義務者の預貯金、給与等を差し押さえること

また、養育費に関して夫婦の話し合いで決まらない場合は、家庭裁判所に「養育費請求の調停」を申し立てることができます。調停で解決できなければ審判に移ります。調停調書や審判調書が作成されますが、債務名義になるので強制執行ができるようになります。

前橋公証人合同役場 （前橋市本町一丁目3-6） ☎027-223-8277

※養育費に関する公正調書等作成に係る本人負担費用を補助します。（16ページ参照）

◆養育費の保証会社について

公正証書等で取り決めた養育費を確実に受け取るために、民間の養育費の保証会社を利用するという選択肢もあります。養育費の保証会社とは、養育費が未払いとなった場合に、養育費の立て替えを行ってくれるサービスを提供している会社です。保証会社が介入することで、親権者からもう一方の親に対して直接催促することなく、養育費を受け取れます。ただし、このサービスを利用するためには保証料の負担や相手方との合意、契約に関する条件等があります。

養育費の保証会社を利用する場合はメリットとデメリットの両面を踏まえて検討しましょう。

※養育費に関する保証契約を締結した際の初回保証料を補助します。（17ページ参照）

婚姻費用

一般的に言えば、婚姻費用とは夫婦と未成熟の子がその収入や財産などに応じて、日常生活を営む上で必要な生活費のことで、衣食住に係る費用やこどもの養育費（生活費・学費など）、医療費などがあります。婚姻費用は民法第760条の規定により、その費用を夫婦で分担し合うことが義務づけられています。それは夫婦が別居していたとしても、夫婦間の婚姻関係が続いている限りその義務は継続されます。

※養育費については、前述のとおりです。

◆婚姻費用分担請求とは

別居している夫婦の間で、前述した婚姻費用が支払われないような場合に、相手方に請求することです。なお、同居中でも状況次第では請求することは可能です。

◆請求する場合はお早めに

婚姻費用の支払い義務は「請求したとき」から認められるというのが一般的な考え方なので、別居後に婚姻費用を払ってもらえない場合は、早めに婚姻費用分担請求の手続きを行うことをお勧めします。

婚姻費用分担の終わりは、相手方と「離婚するまで」、あるいは「再び同居するようになるまで」とすることが一般的です。

◆手続きについて

当事者間で話し合いがまとまる場合は、公正証書の作成が可能です。公正証書の作成方法等につきましては、前述の公証人合同役場にご相談ください。

また、当事者間での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所においてこれを定めるための調停または審判の申立を行うことが可能です。その場合は、相手側の住民票のある地域の家庭裁判所、もしくは双方で合意した家庭裁判所が申立先となりますので、詳しくは各家庭裁判所にご相談ください。

戸籍と姓の問題

離婚が成立すると結婚によって姓を変えた人は、今の戸籍から除籍されます。

こどもは、親が離婚しても今の戸籍に残ります。結婚によって姓を変えた人は結婚前の戸籍に戻るか、新しい戸籍をつくるかを選ぶことになります。

一つの戸籍には、夫婦（親）とこどもの二世代しか入れません。そのため、結婚前の戸籍に戻る場合、自分のこどもまでは入れません。また、一つの戸籍には違う姓の人も入れません。

（自分で新しい戸籍をつくる場合）

- 結婚前の姓を名乗るか
- 結婚後の姓をそのまま使用するか選びます。

→結婚後の姓を名乗る場合、離婚届と同時、または離婚後3か月以内に婚氏続称の届出をします。届出をすると原則として、結婚前の姓に戻ることはできません。

※こどもを自分の戸籍に入籍させたい場合は、「子の氏の変更許可申立書」を家庭裁判所に提出します。許可がおりたら「許可の審判書」が出るので、それとともにこどもの入籍届を市町村の窓口に出します。

離婚を考えている方へ

離婚時に取り決めておいた方がよいこと等について、法務省及びこども家庭庁が作成したパンフレット、動画等を以下に掲載します。

【法務省ホームページより】

離婚を考えている方へ～
離婚をするときに考えて
おくべきこと～



「リコンの時に知ってお
きたい大切なこと」
(動画)



離婚届チェック欄（面会
交流・養育費）の解説
(動画)



パンフレット「こどもの養
育に関する合意書作成の
手引きと Q&A」



「養育費バーチャル
ガイダンス2021」
(動画)



【こども家庭庁ホームページより】

シングルマザー・シングルファザーの暮らし応援サイト
「あなたの支え」



知っておきたい、 生活のための経済的支援

児童扶養手当



こども支援課

☎ 027-220-5701

児童扶養手当とは、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭等）の生活の安定と自立の促進および児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

◆対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満））について「監護している母」「監護し、かつ、生計を同じくする父」「該当父母に代わって養育している養育者」に支給されます。

- 1 父母が婚姻の解消をした児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の母の子）
- 9 父・母ともに不明である児童（孤児など）

◆手当月額（令和8年4月1日改定）

所得制限により次のいずれかの額になるか、全額が支給停止されます。

区分	児童 1 人	第 2 子以降加算額
全部支給	48,050 円	11,350 円
一部支給	48,040 円～11,340 円	11,340 円～5,680 円

※一部支給は、受給者の所得により 10 円単位で決定されます。

※手当額は物価スライド等により改定する場合があります。

◆手当の支給

ご指定の口座に年6回1月・3月・5月・7月・9月・11月の各11日に支給月の前月分までを振り込みます。

※11日が金融機関の休業日の場合は、直近の営業日に前倒しとなります。

◆所得制限

受給者の前年の所得に受け取った養育費の8割を合算した額が一定の額以上ある場合は、児童扶養手当額の全部又は一部が支給停止されます。

また、扶養義務者（同居の直系血族及び兄弟姉妹）等の所得による所得制限もあります。

◆その他の支給制限

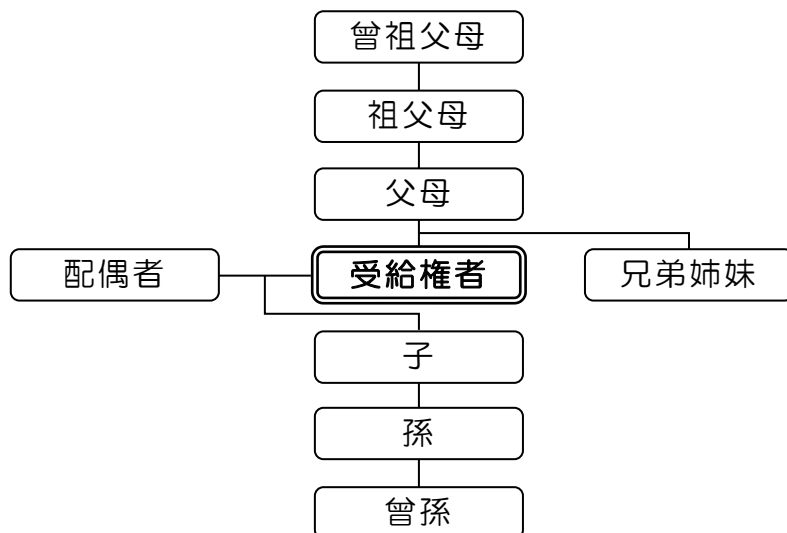
児童扶養手当法で定める公的年金給付（老齢・遺族・障害等）や労災給付等を受けている場合は、児童扶養手当額の一部又は全部が支給停止となります。

また、児童扶養手当を受け始めて5年等を経過している方は、適用除外届とその証明書類の提出が必要になり、提出されない場合は手当の約半額を限度として支給停止となります。

◆所得制限限度額表

税法上の扶養親族等の数	受給者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
以降1人につき	380,000 円 加算	380,000 円 加算	380,000 円 加算
加算額	老人控除対象配偶者・老人扶養親族 1人につき 100,000 円 特定扶養親族 1人につき 150,000 円		老人扶養親族（扶養親族と同数の場合は1人を除き）1人につき 60,000 円

◆扶養義務者の範囲



◆手続きに必要なもの

支給該当要件、世帯状況、住居状況などにより、申請必要書類が異なりますので、必ず下記の申請場所で事前相談のうえ、申請必要書類一覧を受け取ってください。

なお、市外転入者で既に受給中の方は、前住所地での児童扶養手当証書を持参して下さい。
※申請必要書類は、聞き間違い等を防ぐためにお電話ではお答えしておりません。

◆申請場所

こども支援課（前橋市朝日町3-36-17 前橋市保健センター2階）
大胡・宮城・粕川・富士見の各支所市民サービス課です。
※申請手続きは、ご本人以外（代理受付・郵送）はできません。

養育費確保支援事業



こども支援課

☎027-220-5701

ひとり親の安定的な養育費確保による貧困解消や養育費の未払い防止のため、養育費の債務名義化した取り決めに促進し、養育費の継続した履行確保を目的とします。

◆公正証書等作成支援補助金

養育費に関する公正証書等作成に係る本人負担費用を補助します。

【対象者】 前橋市に住所を有するひとり親で、以下のすべての項目に該当する人

- ・養育費の取り決めに係る費用を負担していること。
- ・養育費を請求する権利を定めた文書を有していること。
（交付申請日から遡って6か月以内に作成したもの）
- ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養していること。
- ・過去に同様の補助金を交付されていないこと。

【支給額】

本人負担費用全額（上限43,000円）
養育費に関するもの以外は対象外です。

【必要書類】

まずは領収書を持って下記の申請場所でご相談ください。

【申請場所】

こども支援課（前橋市朝日町3-36-17 前橋市保健センター2階）

◆養育費の保証促進補助金

保証会社との間で養育費に関する保証契約を締結した際の初回保証料を補助します。

【対象者】 前橋市に住所を有するひとり親で、以下のすべての項目に該当する人

- ・児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
- ・養育費を請求する権利を定めた文書を有していること。
- ・養育費の対象となる「１８歳に達した日以後最初の３月３１日までの間にある児童」又は「一定の基準以上の障害を有する２０歳未満の児童」を現に扶養していること。
- ・保証会社と１年以上の養育費保証契約を締結していること。
（交付申請日から遡って６か月以内に作成したもの）
- ・過去に同様の補助金を交付されていないこと。

【支給額】

初回保証料全額（上限５０，０００円）

【必要書類】

まずは領収書を持って下記の申請場所でご相談ください。

【申請場所】

こども支援課（前橋市朝日町３－３６－１７ 前橋市保健センター２階）

ひとり親家庭等医療費助成制度 （福祉医療）

国民健康保険課

☎０２７－２５７－０６８０

ひとり親家庭等の親と子に対して、保険診療の医療等を受けた場合に自己負担しなければならない医療費を福祉医療費として支給します。

◆対象者

次の(1)及び(2)の両方に該当する方

(1) 対象要件

次のいずれかの理由により配偶者がいない方で、１８歳までの児童（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童）を扶養しているもの及び当該児童

- ア 配偶者と死別した方であって現に婚姻していないもの
- イ 配偶者の生死が明らかでない方
- ウ 離婚した方であって現に婚姻していないもの
- エ 配偶者から遺棄されている方
- オ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方

- カ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
- キ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない方
- ク 婚姻によらないで母（又は父）となった方であって現に婚姻していないもの

(2) 所得制限

前年の所得（１～７月までの間にあっては前々年の所得）が、次のいずれかの基準を満たす方

- ア 所得税が非課税である方
- イ 特別障害者手当の支給基準に準じた所得（下表の所得制限基準額以下）である方

税法上の 扶養親族等の数	所得制限基準額	収入額の目安
０人	３，６６１，０００円	約 ５，２５２，０００円
１人	４，０４１，０００円	約 ５，７２８，０００円
２人	４，４２１，０００円	約 ６，２０４，０００円
３人	４，８０１，０００円	約 ６，６６８，０００円

◆手続きに必要なもの

福祉医療費を受給するためには申請が必要です。対象要件、世帯状況、居住状況などにより申請に必要な書類が異なります。事前に国民健康保険課へお問い合わせのうえ、申請にお越しください。

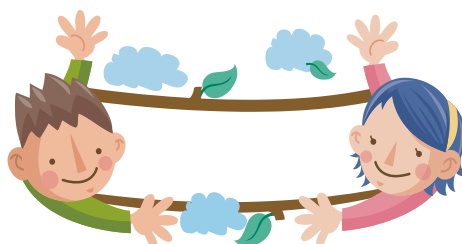
◆手続き場所

- ・国民健康保険課（前橋市大手町２丁目１２番１号 前橋市役所２階２４番窓口）
- ・大胡・宮城・粕川・富士見の各支所市民サービス課
- ・こども支援課（前橋市朝日町３－３６－１７ 前橋市保健センター２階）

◆福祉医療費の支給

認定を受けた方へ受給資格者証を交付します。医療機関窓口で受給資格者証を提示することで、原則、自己負担分の医療費の支払いをせずに医療を受けることができます（現物給付）。

ただし、県外での受診の場合には、一度、医療費の支払いが必要です。本市に申請をすることで福祉医療費を支給します（償還払い）。



児童手当



こども支援課

☎ 027-220-5701

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

◆対象者

前橋市の住民基本台帳に記載があり、日本国内に居住している0歳から高校生年代（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

なお、公務員の方は勤務先からの支給となりますので、勤務先へ問い合わせてください。

◆支給額（児童一人あたりの月額）

児童の年齢	支給額（児童一人あたり月額）	
	第1子、第2子	第3子以降※
3歳未満（3歳誕生月まで）	15,000 円	30,000 円
3歳以上高校生年代まで	10,000 円	

※第3子以降とは、高校生年代までの児童及びその兄弟等（22歳に達する日以後最初の3月31日までの間において、親等が経済的負担を担っている子）のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいいます。

◆支給日

ご指定の口座に年6回、2月、4月、6月、8月、10月、12月（偶数月）に支給月の前月分までを振り込みます。（例：2月に振り込まれるのは、前年12月分、当年1月分の2か月分）

- ・振込日は各月10日です。（金融機関が休みの場合は、直前の営業日に前倒し）
- ・振込にあたり、通知は行っておりません。
- ・振込先の口座を変更する場合は、受給者以外の方への変更はできません。

◆こんな時は早めに窓口へ

児童手当受給者について以下のことが生じた場合15日以内に届け出をしてください。
届け出がないことにより過払いが生じてしまった場合、返金していただくことになります。

- ・前橋市外へ転出することになったとき
- ・出生等で養育する児童が増えたとき
- ・児童と別居することになったとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・振込口座を変更したいとき（受給者名義の普通預金口座に限ります）
- ・公務員になったとき

災害遺児手当



こども支援課

☎ 027-220-5701

交通事故や労働災害で父や母を亡くした児童を扶養している保護者に「災害遺児手当」を支給します。

◆対象者

以下すべての項目に該当する人に支給されます。

- 1 交通事故（陸上・海上・航空等）や労働災害により、生計の中心である父母やこれに準ずる人が死亡、または重度障害状態になった児童の親権者やそれに代わる立場にある
- 2 児童を扶養し、世帯を同じくしている
- 3 前橋市に住所を有している

◆支給時期

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（支給開始は、申請日の属する月の分から）

◆支給額

遺児一人につき月額 3,500 円

◆支給月

9月と3月の年2回、その月の分までをまとめて支給。

◆申請に必要なもの

保護者名義の預貯金通帳、事故または労働災害を証する書面、死亡または障害を証する書面

※ 必要に応じ、その他の各種証明書が必要な場合があります。

生活福祉資金貸付制度

他からの借入が困難な低所得、障害者及び高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行います。世帯の状況により生活困窮者自立支援法に基づく各事業との連携をし、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を図り、また在宅福祉及び社会参加を促進し、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。ただし、日常的な生活費をお貸しするものではありません。

◆対象世帯

低所得世帯（所得が十分でなく、他から資金の融通が困難な世帯で、資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより、独立自活の見込みがあり、償還を見込める世帯）

障害者世帯（身体・知的・精神障害者の属する世帯）

高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯（収入要件あり））

※各世帯でご利用いただける資金が異なります。

◆資金の種類

総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）

福祉資金（福祉費・緊急小口資金）

教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

不動産担保型生活資金

◆ご相談・お申し込み窓口

前橋市社会福祉協議会（まえばし生活自立相談センター（前橋市役所社会福祉課内））

☎027-898-6892

生活保護制度

社会福祉課

☎027-898-6146

◆生活保護とは

けがや病気、失業などで生活が苦しいとき、自らの能力や資産を活用してもなお生活ができない場合に、国の基準に従いお金や物を支給することであなたの家庭（世帯）の最低限の生活を保障し自立した生活が送れるよう支援する制度です。日本国憲法では「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められており、誰でも生活に困ったときは生活保護法の定める条件のもと権利として生活保護を受けることができます。

◆生活保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国の定める基準によって支給されます。

- 1 生活扶助 食費や衣料、水道光熱費などの暮らしに必要な費用
- 2 住宅扶助 家賃、地代、住宅補修に必要な費用
- 3 教育扶助 学用品、給食費などの義務教育のための費用
- 4 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用
- 5 介護扶助 居宅・施設介護などの介護を受けるために必要な費用



- 6 出産扶助 出産のための費用
- 7 生業扶助 仕事に就くため、または、技能、技術を身につけるための費用
- 8 葬祭扶助 葬儀に必要な費用（葬儀を出す親族がないなど）

◆生活保護を受けるうえで

- | | |
|---------------|---|
| 1 能力の活用 | 世帯主や家族で働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。 |
| 2 現金や預貯金の活用 | 保有する現金や預貯金がある場合は、生活維持のために活用してください。 |
| 3 生命保険の解約 | 生命保険に加入している人は、原則として解約返戻金を活用してください。 |
| 4 扶養義務者の援助の活用 | 親、子、兄弟姉妹からの援助を受けることができる場合には、援助を受けてください。 |
| 5 社会保障制度の活用 | 年金や雇用保険など、他の社会保障制度を活用してください。（他法優先の原則） |
| 6 貴金属、有価証券の処分 | 処分価値のある貴金属や有価証券などは処分し、生活のために活用してください。 |
| 7 土地、家屋の活用 | 生活に利用されていない土地や家屋は処分するなどして活用してください。 |
- ※自家用車の保有及び借用は原則として認められていません。

◆生活保護の相談

社会福祉課または地域の民生委員児童委員へご相談ください。

生活困窮者自立支援制度

社会福祉課

☎027-898-5845

◆生活困窮者自立支援制度について

この制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策として、仕事や経済的に困窮する等の複合的な悩みや問題を抱える生活困窮者の方を対象として、専門の相談支援員が相談者の方の状況に合わせた支援方法を検討し、問題の解決に向けて様々な機関とも連携しながら、「就職のこと」、「住居のこと」、「家計のこと」、「こどもの学習のこと」等をサポートする制度です。

◆相談窓口「まえばし生活自立相談センター」

市役所 1F の社会福祉課執務室内に相談窓口となる「まえばし生活自立相談センター」を設置しています。（前橋市社会福祉協議会に事業を委託しています。）

「生活に困っているので、仕事を探したい。」、「離職によって家賃が払えず、退去を求められている。」、「公共料金等の滞納や債務に悩んでいる。」、「病気で働けなくなってしまい、今後の生活が不安。」など、対象となる方からの様々な相談をお受けいたします。

まえばし生活自立相談センターへのお問い合わせ

●連絡先 027-898-6890、6891

お一人で悩まず、気軽にご相談ください。料金は無料です。詳しくは、お電話等でお問合せください。

◆支援の内容

1 自立相談支援、家計改善支援

専門の相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者の方と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら支援を行います。

2 住居確保給付金の支給

2年以内の離職等によって、住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、就職に向けた活動をする事等を条件に、一定期間の家賃相当額（住宅扶助基準額）の支給や、収入が大きく減少し、家賃が低額となる住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められること等を要件として、転居費用の補助を行います。
※一定の資産、収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。

3 就労準備支援事業（チャレンジセンターまえばし）

チャレンジセンターまえばしでは、「社会との関わりに不安がある。」、「長期間働いていなかったため、すぐに働くことが難しい。」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない。」など直ちに就労することが困難な方に、一定期間、個別カウンセリングやセミナー、ボランティア活動、企業への就労体験等を通じて、就労に向けた段階的な支援・就労機会の提供を行います。

※一定の資産、収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。

4 こどもの学習支援事業（まえばし学習支援事業：M-Change）

こどもの貧困の連鎖解消に向けた取組として、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校等進学に向けた学習支援を実施します。

5 まえばしフードバンク事業の利用相談・申請窓口

日々の食事を摂取することが困難な世帯に対して、当面の食糧の提供と併せて必要な相談支援を行います。

6 居住支援事業（シェルター事業）

住居がない方、不安定な住居形態にある方などに、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退去後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

「家が借りられない」、「家賃が払えない」、「家を追い出されそう」などの住居の確保にお困りのある方の相談をお受けします。

7 その他関連事業

（1）前橋しごと相談コーナー（ハローワーク常設窓口）による職業紹介

国との一体事業として、市役所社会福祉課内にハローワークの常設窓口となる「前橋しごと相談コーナー」を設置しています。就労による自立に向け、職業案内等を行っています。

ひとり親控除・寡婦控除

◆ひとり親控除

結婚や事実婚をしていない独身者（男女を問わない）が、以下の条件を全て満たした場合に35万円の所得控除を受けることができる税制度。

① 合計所得金額が500万円以下である

② 生計を一にする子がいる

（この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）

◆寡婦控除

「ひとり親控除」に該当せず、以下の条件のいずれかに当てはまる場合に27万円の所得控除を受けることができる税制度。

① 夫と離婚した後婚姻や事実婚をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下である

② 夫と死別した後婚姻や事実婚をしていない、または夫の生死が明らかでない人などで、合計所得金額が500万円以下である

こどもフードパントリー事業

こども支援課

☎027-220-5701

物価高の影響を受けているひとり親家庭等への支援のため、企業等からの寄附で集まった食品や日用品を配付します。

対象者：児童扶養手当の認定を受けていて市町村民税非課税の方

令和8年度配付回数（予定） 年6回配付予定

申請方法：右の二次元コードから電子申請



市内のこども食堂



こども支援課

☎027-220-5701

こどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う団体です。市内で活動するこども食堂の最新情報は、前橋市ホームページをご確認ください。

※市内全てのこども食堂を網羅しているものではありません。

※こども食堂の実施状況やその他詳細については、各団体へお問い合わせください。

※団体によっては活動を休止、終了している場合もあります。

早めにチェック

教育等のための経済的支援

保育所（園）・認定こども園の保育料

こども施設課

☎027-220-5705

保育所（園）・認定こども園を利用しているこどもの世帯が、母子または父子世帯、障害者扶養世帯に該当する場合には、保育料及び副食費が変更になることがあります。

◆保育料及び副食費の軽減の要件

- ① 市町村民税の所得割額が一定額以下の世帯で、母子または父子世帯
- ② 市町村民税の所得割額が一定額以下の世帯で、障害者扶養世帯
- ③ 生計が同一の世帯で第3子以後の児童

◆手続き

①、②に該当する場合はこども施設課まで相談してください。③に該当する場合は「第3子以後の保育料等無料化申請」が必要となります。以下ホームページから電子申請をしてください。なお、その年度の保育料は、年度内に申請がない場合は変更できませんので、ご注意ください。

電子申請はこちら⇒



幼稚園入園料・保育料等

こども施設課

☎027-220-5705

幼児教育・保育の無償化の事業として、幼稚園教育を利用する園児保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料及び、その他利用に関する費用の一部が無償化されます。

◆対象施設

新制度未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園

◆対象費用

① 入園料・保育料

満3歳（3歳になった日）から、月額25,700円（国立大学附属幼稚園は8,700円）を上限として無償化されます。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります（令和8年10月以後は月額28,000円（国立大学附属幼稚園は変更なし））。

② 副食費

年収360万円未満相当世帯のこどもたちと、全世帯の第3子以後のこどもたちについては、

副食（おかず・おやつ等）の費用が月額4,900円を上限として無償化されます。

③ 預かり保育等

「保育の必要性の認定」を受けた方が対象です。幼稚園の利用料に加え、月額11,300円を上限として無償化されます。幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、十分な水準でない場合に限り、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も同様に無償化されます（令和8年10月以後は月額12,300円）。

◆手続き

対象費用を無償化するためには、幼稚園を通して市に申請が必要となります。利用される幼稚園からの案内をご確認ください。

預かり保育事業

こども施設課

☎027-220-5705

幼児教育・保育の無償化の事業として、認定こども園を幼稚園として利用しているまたは、給付型幼稚園を利用しているこどものうち「保育の必要性の認定」を受けた方は、利用した預かり保育の利用料について無償化の対象となります。ただし、無償化の対象とするためには請求が必要です。

◆対象者

- ① 認定こども園を幼稚園として利用しているこども
- ② 給付型幼稚園を利用しているこども

※①・②のいずれも「保育の必要性の認定」が必要です。なお、2歳クラスの方は、住民税非課税世帯のこどもが対象です。

◆対象費用

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円（2歳クラスの方は、16,300円）までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます（令和8年10月以後は最大月額12,300円（2歳クラスは17,700円））。

◆手続き

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。利用される施設もしくはこども施設課に保育の必要性を証明する書類とともに申請書を提出してください。

認可外保育施設等

こども施設課

☎027-220-5705

幼児教育・保育の無償化の事業として、認可保育施設に在籍せず、対象施設を利用しているこどものうち「保育の必要性の認定」を受けた方は利用料の一部が無償化の対象となります。ただし、無償化の対象とするためには請求が必要です。

◆対象者

- ① 認可保育施設に在籍していない、3歳児クラスから5歳児クラスまでのこども
- ② 認可保育施設に在籍していない、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のこども

※①・②のいずれも「保育の必要性の認定」が必要です。

◆対象施設

- ・都道府県等に届出をした認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

◆無償化となる利用料の上限

- ① 3歳児から5歳児クラスまでのこども 月額37,000円
(令和8年10月以後は月額40,300円)
- ② 0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のこども 月額42,000円
(令和8年10月以後は月額45,700円)

◆手続き

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。利用される施設もしくはこども施設課に保育の必要性を証明する書類とともに申請書を提出してください。

就学援助制度

学務管理課

☎027-898-5812

◆就学援助制度について

就学援助制度は、経済的な理由でお子さまに義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学校生活で必要な費用の一部を市町村が援助する制度です。援助を希望される保護者の申請に基づいて、ご家族の状況、校長等の意見を判断して、前橋市教育委員会が認定します。なお、必ずしも申請された方全員が援助を受けられるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

◆**援助の内容**（次の経費の全額または一部。項目や金額は令和7年度のものであり確定ではありません）

支給費目		小学校	中学校	備考
学用品費		11,630 円	22,730 円	
新入学児童生徒学用品費（1 年生）		57,060 円	63,000 円	※ 1
通学用品費（1 年生以外）		2,270 円	2,270 円	
修学旅行費（参加した児童生徒）		22,690 円	60,910 円	※ 2
校外活動費	宿泊あり	3,690 円	6,210 円	
	宿泊なし	1,600 円	2,310 円	
卒業アルバム代		11,000 円	10,000 円	※ 3

※ 認定の時期により支給金額は異なります

※ 1 入学前支給の申請（別申請）又は 4 月 1 日付で認定された場合にのみ支給します。

※ 2 支給上限額。実績額が上限額を下回った場合は、実績額を支給します。

※ 3 3 月 1 日時点で認定されている児童生徒かつ、卒業アルバム等を購入した場合にのみ支給します。



◆援助を受けることができる方

前橋市内に在住し、国公立の小中学校及び中等教育学校の前期課程に通学する児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方（他市町村に住所があり、前橋市内の小中学校に通学している場合は、別途お問い合わせください）。

ア 児童扶養手当を全額支給されている方。一部停止額のある場合は、ウでの申請となります。

イ 生活保護が停止や廃止になって、現在何も保護を受けていない方。（受給者は対象外）

ウ 前年分の世帯全員の所得が、前橋市教育委員会が定める基準額を下回り援助を必要とする方。

<参考>

世帯人数	家族構成（例）	所得基準参考額
2 人	父または母、小学生	約 200 万円
3 人	父、母、小学生	約 267 万円
4 人	父、母、小学生、未就学児	約 329 万円
5 人	父、母、中学生、小学生、未就学児	約 405 万円

※表中の所得基準額は目安であり、家族の年齢や住まいの状況等により変わります。

◆申請に必要な書類

・就学援助費受給申請書兼承諾書・委任状（各学校にて配布。市 HP からダウンロードも可能）
 なお、次に該当する方は、関係書類を添付してください。

- ・令和8年1月2日以降に転入してきた場合
市民税・県民税（所得・課税）証明書（転入前の自治体が発行）

◆申請先

援助を希望する場合は、通学先の学校へ申請してください。

◆その他

- 1 申請書の不備や添付書類の不足があると、審査が保留になります。その場合は、学校からの連絡に従ってください。
- 2 就学援助の申請は随時受付けています。認定基準に該当し援助を希望する場合はその時点で通学先の学校に申し出てください。
- 3 前橋市外の学校へ転校した場合や、認定の根拠となった事由が消滅した場合は、その時点で就学援助費の支給を打ち切ります。
- 4 申請は毎年度必要です。前年度も認定を受けていて、翌年度も就学援助を希望される人は上記のと通りの申請が必要です。

保護者変更

前橋市立の小中学校に在籍しているお子様がいる方は、保護者変更が必要になる場合があります。保護者は原則として親権者及び未成年後見人になります。

小学校又は中学校入学時点での世帯主が、ご本人以外の保護者だった場合、電子申請又は前橋市役所10階学務管理課で保護者の変更を申請してください。

保護者に変更されない場合、教育委員会や学校からの通知の保護者名が変更前のままになる可能性があります。

なお、登録されている保護者が不明な場合、学務管理課（027-898-5812）までお問い合わせください。

電子申請はこちら⇒



高等学校等就学支援金

令和8年度から所得制限が撤廃されます。経済的な理由で進学や就学を断念することがないように「高等学校等就学支援金」制度の利用要件をご確認ください。

◆高等学校等就学支援金とは

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、生徒へ、授業料や受講料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

これは学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料や受講料に充てられます。生徒本

人や保護者が直接受け取るものではありません。

なお、授業料や受講料と就学支援金と差額がある場合、差額分は自己負担となります。また、償還払いとなる学校もあります。

◆対象校（国立・公立・私立）

- ・高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（群馬県は私立のみ該当）
- ・高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の国家資格者養成課程の指定を受けたもの

◆対象者

日本国内に住所を有し、対象校に在籍する生徒。ただし、外国籍の生徒については在留資格に関する要件が課されます。

◆支給額（年額）

全日制：１１万８，８００円、定時制：３万２，４００円

単位制（１単位あたり）：１，７４０円、通信制（１単位あたり）：３３６円

※私立等、算定基準額によって、支給額が異なる場合があります。

◆ご相談・お申し込み窓口

利用を希望する場合は、通学先の学校事務室へ相談してください。



高等学校等奨学のための給付金

高等学校等における授業料以外の教育費負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯の保護者等に対し、「奨学のための給付金」を給付（返済不要）します。

◆対象者

基準日（７月１日）に在籍する高校生等の保護者等で、以下の要件を全て満たす者。

- １ 保護者等が群馬県内に住所を有すること
- ２ 次のいずれかの世帯に該当すること。ただし、（３）については外国籍の生徒については在留資格に関する要件が課されます。
 - （１）生活保護（生業扶助）受給世帯
 - （２）道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯（家計急変による非課税相当

世帯を含む)

(3) 道府県民税所得割及び市町村民税所得の合計が 182,500 円未満

3 高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有すること又は学び直しへの支援事業対象者であること

※高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費等（見学旅行費又は特別育成費）の支弁対象となっている場合は、本給付金の給付対象とはなりません。

※基準日（7月1日）現在、高校生等が休学している場合は、本給付金の給付対象とはなりません。

◆給付金額

世帯区分	課程	国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯	全日制 定時制 通信制	32,300円	52,600円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 （家計急変による非課税相当世帯を含む※）	全日制 定時制	143,700円	152,000円
	通信制	50,500円	52,100円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が 105,500 円未満の世帯	全日制 定時制	47,900円	50,670円
	通信制	16,830円	17,370円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が 182,500 円未満の世帯	全日制 定時制	35,930円	38,000円
	通信制	12,630円	13,030円

※家計急変による非課税世帯の給付額は、7月1日までに家計が急変した場合の額です。
家計急変の発生日により額が異なります。

◆ご相談・お申し込み窓口

利用を希望する場合は、通学先の学校事務室へ相談してください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

こども支援課

☎027-220-5701

母子父子寡婦福祉資金は、母子・父子・寡婦家庭の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため、原則、無利子又は低利で各資金をお貸しするものです。

◆貸付対象者

市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父、児童、寡婦、寡婦の子、母子・父子福祉団体など。

※申請時に60歳未満の方で、類似の貸付金を他から借受けていない方

※過去に借受けた借入金（他制度を含む）の償還等について滞納している場合や市税等に滞納のある方は、対象外となります。

◆保証人

貸付に当たっては、原則として連帯保証人が必要となります。（市内に居住し、貸付申請時に60歳未満の方で、返済能力を有し、申請者と生計が別であり、申請者の配偶者となったことのない方）

◆主な貸付金の種類

資金の種類	貸付限度額	利率
修学資金 （一般分の一例）	公立高校自宅通学の場合 月27,000円 私立大学自宅外通学の場合 月146,000円	無利子
技能習得資金	月68,000円	無利子
修業資金	月68,000円	無利子
就職支度資金	110,000円	無利子
就学支度資金 （一例）	公立高校自宅通学の場合 150,000円 私立大学自宅外通学の場合 590,000円	無利子

※他に事業開始資金、事業継続資金、医療介護資金等があります。

※その他、資金ごとに貸付要件があります。

※すべての資金において、申請時には原則として連帯保証人が必要です。

※貸付の際には、必ず事前相談が必要です。貸付申請から貸付決定(又は不承認)まで相談・審査にかかる期間が2か月程度必要となります。お早めにご相談ください。

◆償還（返済）方法

原則として、指定口座からの振替による月賦方式での返済となります。

納入期日から遅れた場合、延滞金元利金額につき年3%の違約金が発生します。

◆相談・申請窓口

前橋市保健センター内、こども支援課です。

市役所本庁舎や各支所では行なっていないので、ご注意ください。

高校・大学等進学のための経済的支援

学務管理課

☎027-898-5812

◆入学支援金

成績が優秀かつ経済的な理由で高等学校等に就学が困難な方に入学支援金を支給する制度です。

応募資格 以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 高校等に入学を希望する者
- 2 申請時に前橋市民であり、入学以降も継続して前橋市に居住予定の者
- 3 中学校3年間の評定平均が3.5以上である者
- 4 家庭（世帯）の経済的理由で就学が困難な者
- 5 生活保護費を受給していない者
- 6 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係しない者

支給額 一括200,000円（一回限り）

募集について 毎年11月頃に中学校を通じて募集予定

問い合わせ先 前橋市教育委員会 学務管理課

☎027-898-5812

◆こどもの大学等受験料支援補助金



こども支援課

☎ 027-220-5701

【対象者】

申請時に本市に住民登録があり高校3年生等の受験生を養育している保護者で次のいずれかの区分に該当する方

区分1：児童扶養手当受給者（一部支給停止を含む）

区分2：世帯員全員が市町村民税非課税者

区分3：生活保護受給者

区分4：ひとり親家庭の親等で本人の所得等が児童扶養手当受給者と同等の所得水準の方

【対象経費】

令和8年度中に支払った大学等の受験料（大学入学共通テストを含む）

※大学等…大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）

※振込手数料や事務経費は対象経費となりません

【対象となる受験生の年齢】

19歳世代以下のこども

【補助上限額】

受験生1人あたり 上限53,000円

※受付開始日等の詳細については7月頃にホームページに掲載予定です。

◆群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金

学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生に、奨学金を無利子で貸与する制度です。

問い合わせ先 群馬県教育文化事業団 奨学金課

☎ 027-243-0411

◆群馬県高等学校定時制課程修学奨励金

勤労青少年の高等学校の定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するために奨学金を貸与する制度です。

問い合わせ先 群馬県教育委員会事務局 高校教育課

☎ 027-226-4642

◆母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金）

ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するために貸付する制度です。（32ページをご覧ください）

◆群馬県生活福祉資金（教育支援資金）

低所得者世帯の方々が経済的自立を図り、安定した生活を送れるようにするため、高校等の入学・修学に必要な資金を貸付する制度です。

問い合わせ先 前橋市社会福祉協議会（まえばし生活自立相談センター（前橋市役所社会福祉課内））

☎027-898-6892

◆国の教育ローン（教育一般貸付）

日本政策金融公庫が取り扱う、学校納付金（入学金・授業料・施設設備費など）、受験にかかった費用（受験料・受験時の交通費・宿泊費など）、在学のための住居にかかる費用（アパート・マンションの敷金・家賃など）、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用、学生の国民年金保険料などを貸付する制度です。

問い合わせ先

教育ローンコールセンター

☎0570-008656（ナビダイヤル）

その他、「日本学生支援機構」、「あしなが育英会奨学金」「交通遺児育英会奨学金」など、大学、高校進学に係る奨学金制度を実施している団体があります。詳しくは、実施団体における各種奨学金窓口にご相談ください。

J R 通勤定期券の割引

こども支援課

☎027-220-5701

児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象に、J R 東日本の通勤定期乗車券を3割引で購入することができる特定者資格証明書を発行します。

◆対象者

児童扶養手当の支給を受けている方、またはその方と同一世帯員の方で、通勤のために定期券を必要とする方が対象となります。（通学定期は対象外です）

◆申請に必要な書類

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 写真（最近6か月以内に撮影した正面上半身、縦4cm×横3cmのもの）

※申請の際は事前にお問い合わせください。

**就職・転職・資格取得を
応援します！**

自立支援教育訓練給付金



こども支援課

☎027-220-5701

ひとり親家庭の親の就業の促進と自立を支援するため、教育訓練給付金を支給します。職業能力を高めるため、指定された教育訓練講座を受講し、資格取得を目指す人が対象です。希望者は必ず講座を申し込む前に事前相談をしてください。

【対象者】 前橋市に住所を有するひとり親家庭の親で、以下のすべての項目に該当する人

- ・自立に向けた計画（母子・父子自立自立支援プログラム）策定等を受けていること
- ・過去に同給付金の支給を受けていないこと

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

【支給額】

受講料の一部を支給（受講する講座により支給割合が変わります）

※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、ハローワークからも受講料の一部が支給されます。

※講座申し込み後の申請は対象になりません。

こども支援課

☎027-220-5701

高等職業訓練促進給付金等事業

※ホームページは上記「自立支援教育訓練給付金」と同じページに記載しております。

ひとり親家庭の親が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格の取得を目指して養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給します。希望者は入学前の事前相談が必要です。

【対象者】 前橋市に住所を有するひとり親家庭の親で、以下のすべての項目に該当する人

- ・児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準にあること。
- ・定められた6か月以上のカリキュラムを修業するために養成機関に在籍し、資格の取得が見込まれること。
- ・仕事と修業訓練、または育児と修業訓練の両立が困難であると認められるもの。
- ・ハローワークの教育訓練支援給付金等、本給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。
- ・過去に同給付金の支給を受けていないこと。

【対象資格】

看護師・准看護師・助産師・管理栄養士・介護福祉士・保育士・社会福祉士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・製菓衛生師・調理師等の国家資格や、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格等のデジタル分野の民間資格

◆高等職業訓練促進給付金

【支給期間】 取得予定の資格により支給期間が変わります（上限4年）。

詳しくはお問い合わせください。

【支給額】 市民税非課税世帯 月額：100,000 円（修業最終年次は月額 140,000 円）
市民税課税世帯 月額：70,500 円（修業最終年次は月額 110,500 円）

（支給例：看護師）

1年次	2年次	3年次
支給	支給	支給(増額)

支給申請があった月以降、月単位で支給します。なお、支給額及び支給期間は今後変更になる可能性もあります。

◆高等職業訓練修了支援給付金（支給要件を満たす方）

【申請時期】 受講修了日から起算して30日以内

【支給額】 市民税非課税世帯：50,000 円

市民税課税世帯：25,000 円



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸付を行います。群馬県社会福祉協議会が面接、審査を行い、貸付を決定します。

◆貸付対象・条件

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方
- ② 県内に住所を有している方
- ③ 養成機関等を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ④ 高等職業訓練促進給付金の支給機関（市、保健福祉事務所）から推薦を受ける方
- ⑤ 同種の修学資金を他から受けていない方及び受ける予定のない方

貸付額：入学準備金 500,000 円以内、就職準備金 200,000 円以内

貸付利子：保証人を立てた場合は無利子。保証人を立てない場合、返還債務の履行猶予期間中は無利子で、履行猶予期間経過後は年1%。

連帯保証人：原則、1人必要（独立の生計を営む方で県内に居住する方）。ただし貸付希望者が未成年の場合は2人必要。（うち1人は親権者等の法定代理人とする。一方が県内居住者であれば可。）

◆返還が免除になる場合

養成機関を修了して資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に引き続き5年間従事した場合には、貸付金の返還は免除されます。

◆ご相談・お申し込み窓口

前橋市保健センターこども支援課を通して、群馬県社会福祉協議会に申込み。

※申込みの前に、前橋市保健センターこども支援課を通して、説明資料の請求が必要です。

問い合わせ先：社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

☎027-255-6031

前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

住宅支援資金

自立に向けて意欲的に取り組む母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けたひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とした貸付制度です。群馬県社会福祉協議会が審査を行い、貸付を決定します。

◆貸付対象・条件

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ①群馬県内在住で、児童扶養手当の支給を受けている方（又は同等の所得水準の方）
- ②プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

貸付額：月額上限 7万円（他制度との併用等により変動する可能性あり）

貸付期間：最大12か月まで

貸付利子：無利子

連帯保証人：不要

◆返済が免除になる場合

以下のいずれかに該当する場合、返還債務が免除となります。

- ①現に就業していない方が、貸付から1年以内に就業をし、1年間就労を継続すること。
- ②現に就業している方が、貸付から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労を継続すること。

◆ご相談・お申し込み窓口

群馬県母子家庭等就業・自立支援センターを通して、群馬県社会福祉協議会に申込み。

貸付に関する問い合わせ：社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

☎027-255-6031

前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

プログラムに関する問い合わせ：群馬県母子家庭等就業・自立支援センター
(群馬県母子寡婦福祉協議会内)
☎027-255-6636

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

こども支援課

☎027-220-5701

高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭のお母さん、お父さん、お子さんが、民間事業者の実施する高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

※ただし、受講開始前に事前相談をおこなっていただく必要があります。

【対象者】前橋市に住所を有するひとり親家庭の親で、自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている人。お子さんの場合は、ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童。※ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している人は対象としません。

① 受講開始時給付金

【支給額】講座受講費用の4割

(上限：通信制100,000円、通学又は通学・通信併用200,000円)

② 受講修了時給付金

【支給額】講座受講費用の1割

(①と合わせて上限：通信制125,000円、通学又は通学・通信併用250,000円)

③ 合格時給付金

【支給額】講座受講費用の1割

(①②と合わせて上限：通信制150,000円、通学又は通学・通信併用300,000円)

就業・自立支援センター

(群馬県母子寡婦福祉協議会)

群馬県母子寡婦福祉協議会内

☎027-255-6636

ひとり親家庭のお母さん、お父さん並びに寡婦の方の就業による自立を促進するため、就業相談員による求人情報の提供、職業紹介、講習会の実施等一貫した就業支援サービスを実施します。また、養育費確保のための相談も行います。

- 就業相談 …・就業に向けた総合的なアドバイスの実施
 - ・母子父子の自立支援プログラムの策定
 - ・必要に応じて出張相談を行っています(要予約)
- 就業支援講習会 …・講習会等の開催



- 求人情報の提供 ……ハローワークとの連携による求人情報等の提供
- 養育費相談 ……養育費の取り決め方・支払請求など
 - ・養育費に関する相談および情報提供
 - ・弁護士による無料相談会（年４回程度）
- 利用時間 ……平日 ９：００～１７：００
（定休日：土・日曜日、祝日、年末年始）

ハローワークまえばし

（前橋公共職業安定所）

ハローワークまえばし

☎０２７－２９０－２１１１

職業相談・職業紹介を行っています。求人情報の検索もできます。

下記利用時間 平日８：３０～１７：１５（閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始）

〔一般の職業相談・紹介窓口については 月・水は１９：００まで開庁延長しています。〕

◆求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方が職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指す為の制度で、

- ・求職者支援訓練または公共職業訓練を原則無料で受講できます。（テキスト代などは自己負担）
- ・訓練期間中及び訓練終了後もハローワークが積極的な就職支援を行います。
- ・収入、資産など一定要件を満たす方に、訓練期間中に職業訓練受講給付金を支給します。

◆職業訓練受講給付金

支援対象者の方（一定要件があります）がハローワークの支援指示を受け求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合には職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

- ・職業訓練受講手当 月額１０万円
- ・通所手当 職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

◆雇用保険 （受給には一定の被保険者期間と要件が必要です）

労働者が失業した場合に、生活費の心配をしないで求職活動ができるよう、手当が支給される制度です。

※教育訓練給付金制度もあります。（一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者））

教育訓練給付金制度とは、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し教育訓練が修了した



場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

◆ハローワークまえばしマザーズコーナー（ジョブセンターまえばし 1 F）

仕事と家庭の両立を目指す方（男女問わず）に対して、こども連れでも来所しやすい環境を整備し、個々のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

- ・ 早期に就職を希望される方には、担当者制による支援をしています。
- ・ 地域の保育施設や保育サービスなど仕事と子育ての両立のための情報を提供しています。
- ・ 就職のためのセミナー、各種講習を実施しています。
- ・ 応募書類の書き方や面接の受け方のアドバイスを実施しています。
- ・ 利用は無料です。



JOB CENTER
MAEBASHI

ジョブセンターまえばし

若者や子育て中の方向けの就職支援施設です。併設のハローワークの職業紹介窓口で、職業紹介までワンストップで対応します。キッズルームや授乳スペース等も完備していますので、お子さま連れでも安心してご利用できます。

◆主な就職支援メニュー

- ・ キャリアカウンセリングによる1人ひとりに適した就職支援プログラムの作成
- ・ 就職や仕事に役立つ各種セミナー（面接トレーニング、ビジネスマナー等）
- ・ インターンシップ、企業見学、企業説明会等による企業とのマッチング
- ・ 子育て中の方を対象とした企業との交流会、合同企業説明会、就職面接会
- ・ 就職後の悩み相談や仲間づくり、スキルアップ講座による定着支援

◆その他

- ・ 会議室等の各部屋の貸し出し

◆利用案内・問い合わせ

所在地 〒371-0854 前橋市大渡町2丁目3-15

開館時間 平日 午前9時～午後9時（休館日：土曜、日曜、祝日、年末年始）

問い合わせメールアドレス：contact@jobcenter-maebashi.com

■就職支援窓口（午前9時～午後5時）TEL：027-289-4634

■講座・施設利用窓口（午前9時～午後9時）TEL：027-252-0500

■ハローワーク窓口（午前9時～午後5時）

TEL：027-256-9321



ホームページ

住居に関するサポート

市営住宅

群馬県住宅供給公社 前橋支所（市役所8階）

☎027-898-6986

市営住宅は、市が住宅に困っている方のために国からの補助を受けて建てた住宅です。
そのため、申し込みには資格の制限があります。

◆入居申し込み資格

- 1 同居できる方は親族に限ります
- 2 現在住宅に困っている方（土地や家屋などの不動産をお持ちの方や既に市営住宅または県営住宅に入居中の方は、原則として申し込みできません）
- 3 申込者及び入居予定者が暴力団員でない方
- 4 住民税に滞納のない方
- 5 収入が国で定める収入基準に当てはまる方

申し込み世帯	基準月収額
一般の世帯	158,000 円 以下
※高齢者世帯 ※障害者世帯 ※子育て世帯	259,000 円 以下

※高齢者世帯…申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上か18歳未満の世帯

※障害者世帯…身体障害者（1～4級）、精神障害者（1級または2級）、重度の知的障害者、難病患者

※子育て世帯…小学校就学前のこどものいる世帯

- 6 入居決定後、次の条件を満たす方

- ア 群馬県在住の緊急連絡人1名をつけることができる
- イ 敷金として家賃の3か月分を指定日までに納入できる
- ウ 毎月末までにその月分の家賃を納入できる

※単身で申込みする場合は自活可能な方、身元引受人1名をつけることができる方

※ペットは飼えません



県営住宅

群馬県住宅供給公社 管理部管理課(住宅公社ビル1階)

☎027-223-5811

県営住宅は、県が住宅に困っている方のために国からの補助を受けて建てた住宅です。

そのため、市営住宅と同じく申し込みには資格の制限があり、収入に応じた家賃となっております。なお、広瀬第二県営住宅には一般世帯向け住戸の他、シングルマザーを対象としたシェアハウスが設置されています。

（例）前橋市内の県営住宅

団地名	所在地	家賃範囲（円）	間取り
朝日町県営住宅	朝日町 3-33-6 他	15,900～38,800	3K、3DK、2DK
下細井県営住宅	下細井町 349-1 他	15,000～49,600	2DK、3DK など
広瀬第二県営住宅 シェアハウス	広瀬町 3-30-2	16,300～38,900	1LDK、2LDK

前橋市内の県営住宅は、現在11団地で募集を行っており、一部の団地を上記に記載しています。詳しくは、群馬県住宅供給公社管理部管理課または、前橋支所へお問い合わせください。

保育サービスなど

一時預かり

こども施設課

☎027-220-5705

普段は家庭で保育できるお子さんについて、

- 1 パート等で週2～3日程度保育が必要になった
- 2 保護者や親戚の病気の看病等で急に保育できなくなった
- 3 少し育児のことを忘れてリフレッシュしたい

といったときに、週3日程度、または月14日程度の期間で利用できる制度です。

◆利用料

各保育園・認定こども園により異なります。直接施設にお問い合わせください。

なお、参考までに、公立保育所は月額1,500円となります。

地域子育て支援センター

こども施設課

☎027-220-5706

市内各地域の保育所（園）・認定こども園・児童館において、子育て家庭を支援する次のような各種事業を行っています。

- 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 2 子育て等に関する相談・援助の実施
- 3 地域の子育て関連情報の提供
- 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- 5 地域支援活動の実施
- 6 妊婦応援活動の実施

◆利用料

利用料は無料。ただし、制作など別途材料費等の徴収がある場合有り。

詳しくは、各実施施設でご確認ください。

◆利用申込

各実施施設にお問い合わせのうえ、直接希望先にお申込みください。

休日保育

こども施設課

☎027-220-5705

日曜・祝日に仕事の都合などで家庭保育できないときに利用できる制度です。

◆対象

前橋市内に所在する認可保育所（園）、認定こども園に入所中（２、３号認定の方）で、保護者が就労等の理由により日曜日及び祝日に保育できない児童。

◆実施施設

前橋東保育園（☎０２７－２２１－５００１）

大胡第３こども園（☎０２７－２８４－００５５）

※上記以外の保育所（園）・認定こども園に入所（園）中の児童も利用できます。

ただし、２・３号認定児童のみが対象です。

※施設の職員体制が確保できない場合は休止することもあります。

◆利用料

無料

※ただし、休日保育を利用する場合には、週１日以上利用しない日（代替休日）を設けてください。

◆利用方法

各実施施設に直接お問い合わせください。

放課後児童クラブ

こども施設課

☎０２７－２２０－５７０６

保護者の就労などにより、放課後等に家庭で面倒をみられる人がいない児童に対し、専任の支援員等が、遊びや育成支援を行うとともに、安全な生活の場を提供する放課後児童クラブを、市内８５か所に開設しています。仕事を持つ保護者が安心して働くことができ、こどもたちは支援員等のもと有意義な放課後を過ごしています。

クラブの運営は、一般社団法人、ＮＰＯ法人、社会福祉法人などの団体が行っています。保護者の負担金（利用料金）は各クラブで異なり、減免制度があるクラブもあります。

◆対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童。

◆開所日、時間

クラブによって異なりますが、概ね次のとおりです。

・平日＝下校時から１８：３０頃まで

・学校休業日（土曜、春・夏・冬休み）＝８：００頃から１８：３０頃まで
（日曜・祝日は除く）

◆利用申込

申込については各クラブへ直接お願いします。

病児・病後児保育

こども施設課

☎027-220-5706

児童が病気等で集団保育が困難であり、保護者が就労等の理由で家庭保育ができないときに、一時的に専用施設でお預かりします。

◆対象児童

生後8週間から小学校3年生までの児童であって、市内に住所を有する児童または市内の事業所に勤務する保護者の児童であって、一定の条件を満たす方。

※詳細な条件及び利用方法については各施設にお問い合わせください。

◆利用料

利用児童の世帯区分	利用児童1人当たりの利用料 (日額)
生活保護法（昭和25年法律第144号）による 被保護世帯	0 円
上記以外の世帯	2,000 円

※市町村民税非課税世帯は補助制度があります。

◆実施施設

施設名	所在地	電話番号
群馬県済生会前橋病院 「おひさまの家」	前橋市上新田町632番地3	027-252-6039
前橋赤十字病院 「たんぽぽ」	前橋市朝倉町389番地1	027-225-5264
かなざわ小児科クリニック 「おれんじ」	前橋市幸塚町90番地1	080-7151-0313
大胡第2こども園 「大胡チャイルドサポート」	前橋市堀越町1390番地2	027-212-1551

ひとり親家庭支援事業

こども支援課

☎027-220-5701

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、「子育ての手伝いをしたい」「子育ての手助けをしてほしい」という人たちが会員となって、一時的なこどものお世話を有料で行うシステムです。ひとり親家庭の方がファミリー・サポート・センターを利用した場合、群馬県の補助と併せて、前橋市からも利用料の一部が補助されます。

◆利用の仕方

保育園や幼稚園の開始時間まで、また、終了時間のあとこどもを預かります。
保育園や幼稚園までの送迎を、保護者に代わって行います。
放課後児童クラブ（学童保育）終了後や、学校の放課後にこどもを預かります。
保護者の短時間・臨時的就労、外出などの場合にこどもを預かります。

◆会員登録

利用するためには、まずセンターに登録して会員になることが必要です。
会員登録は次の三通りです。

- 1 おねがい会員
生後3ヶ月以上の乳幼児から小学校6年生までのこどもをお持ちの方で、援助をお願いしたい方
- 2 まかせて会員
心身ともに健康で、自宅でこどもを預かれる方。育児に熱意や関心があり育児を通じて社会参加をしてみたいと思っている方、地域で何かやってみたいと思っている方 年齢や資格は問いません。
- 3 どっちも会員
おねがい会員と、まかせて会員の両方という方

◆利用料金（こども1人1時間当たり）

ファミリーサポート預かり

利用日	利用時間	利用金額	前橋市助成額	群馬県助成額
平 日	7:00-19:00	700 円/時間	【一般世帯】 200 円/時間	300 円/時間
	上記以外	800 円/時間		
平日以外 年末年始	7:00-19:00	800 円/時間	【非課税・生活保護世帯】 400 円/時間	
	上記以外	900 円/時間		

※ひとり親家庭の方は前橋市及び群馬県の助成が受けられます。

※月30時間を超えた場合は通常料金となり、また、2人目以降は半額の助成になります。

※年末年始は 12/29～1/3 の期間です。

病児・病後児預かり

利用日	症 状	利用金額	前橋市助成額	群馬県助成額
平 日	病児・病後児 の状態により 相談	1,000 円/時間	【一般世帯】 300 円/時間	350 円/時間
平日以外 年末年始		1,300 円/時間	【非課税・生活保護世帯】 650 円/時間	

※医療機関に受診後、熱が 38℃未滿で風邪程度の病気のお子さんの預かりです。健康な時に事前打ち合わせが必要です。

※ひとり親家庭の方は前橋市及び群馬県の助成が受けられます。

※月 20 時間を超えた場合は、通常料金となります。

※年末年始は 12/29～1/3 の期間です。

お泊り（病児不可）※午後 7 時から午前 8 時までの利用

利 用 日	内 容	金 額
平 日	就学前の子	一泊 7,000 円
	就学後の子	一泊 6,000 円
土曜、日曜、祝日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	—	一泊 10,000 円
その他に交通費・食事代・オムツ代等については、実費がかかります。		

◆会員登録・問い合わせ先

前橋市ファミリー・サポート・センター

前橋市大渡町二丁目 3-15（ジョブセンターまえばし 1 階）

開所時間 9:00～17:00（水曜日のみ 9:00～19:00）

休所日 土・日・祝日及び年末年始

TEL 027-289-3946

メールアドレス：maesuppo@amail.plala.or.jp



ショートステイ（短期入所生活援助事業）

こども支援課

☎ 027-220-5702

保護者が病気などの都合で養育できない場合、児童養護施設等において一時的に児童を預かる制度です。

◆対象事由

保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張等

◆期 間

要相談 原則7日以内

◆利用料

日額0円～5,350円。保護者の前年度の課税状況等により利用料金が変わります。

トワイライトステイ（夜間養護事業）

こども支援課

☎ 027-220-5702

保護者が仕事等の都合で、夜間に不在となる家庭の児童（2歳以上）を、児童養護施設等において夜間に預かる制度です。

◆対象事由

上記の理由で、保護者が、児童を養育することが困難になった場合、その他緊急の場合

◆期 間

要相談 利用時間は夕方～午後9時

◆利用料

日額0円～750円。保護者の前年度の課税状況等により利用料金が変わります。

この支援ブックは、ひとり親家庭のお母さん、お父さん、現在離婚についてお悩みの方などに、さまざまな支援サービスや制度を分かりやすくお伝えすることを目的としています。

この支援ブックで「ひとり親家庭（母子家庭または父子家庭）」「寡婦」とは、以下の家庭をいいます。

ひとり親家庭

次のいずれかに該当する方が、20歳未満のこどもを扶養している家庭

- ・ 配偶者が死亡した方
- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者の生死が不明の方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・ 婚姻によらないで母・父となった方
- ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない方

寡婦

かつて母子家庭の母であった方で、こどもが成人したのち、なお配偶者のない状態の方

前橋市の子育てに関する各種手続きや支援制度を分かりやすく紹介した「まえばし パパ・ママ子育て応援ブック」もあわせてご活用ください。

お手元にはない場合は、前橋市こども支援課（前橋市保健センター2階）の窓口へお申し出ください。前橋市のホームページでもご覧いただけます。

まえばし ひとり親家庭支援ブック

編集・発行 前橋市朝日町 3 - 3 6 - 1 7
前橋市保健センター 2 階
前橋市こども支援課
電 話 0 2 7 - 2 2 0 - 5 7 0 1 (直通)